

審 議 内 容 の 記 録

開会

- 1 会長あいさつ
- 2 部長あいさつ
- 3 議題

(1) 志木都市計画生産緑地地区の変更について

<説明員>

志木都市計画生産緑地地区の変更について、主たる農業従事者の死亡により、生産緑地法第8条及び第14条の規定に基づき行為制限が解除されたため、4地区の廃止、2地区の変更、3地区の追加をし、変更後は地区数152地区、面積は41.99haとするものである。

<質疑応答>

なし

(2) 志木都市計画高度地区の特例許可について

<説明員>

柏町一丁目930-1における開発計画について、高度地区の特例許可基準を満たしているため、計画どおり高度地区25mの制限を超えての建築を許可するものである。

<質疑応答>

委員) 基準項目の景観配慮の中で(2)河川堤防からの景観配慮、(3)河川景観との調和、(6)立体駐車場の高さと色彩の配慮の3項目に関し、適合の基準は何ですか。

説明員) 判断基準は、景観計画のエリア別配慮事項の柳瀬川周辺エリアでの配慮基準に沿って配慮されていると判断しました。

また、駐車場につきましては、当初5層6段で計画をしていたものを3層4段と低くし、周辺への配慮を行っております。

委員) 特例許可を受けると31m(11階)まで建築できるが、許可を受けられないとしたら25m(8階)までしか建てられないのですか。

説明員) 25m(8階)までしか、建てられません。

委員) 自主管理公園が提供公園になった経緯について、教えてください。

説明員) もともと市では、提供公園としてお願いしていた。建築計画の変更等により、事業者側の考えで提供されることとなった。

委員) 今回新たに6%の以上の公園を計画したのですか。

説明員) もともと計画してあったものを提供公園に変更したものです。